

事業 番号	事 業 名
	平成 26 年度実績
39	障害のある人とない人がともに行うスポーツ事業の実施
	<p>①ふれあい水泳教室 駒場体育館(参加者 65 人)、西部地区プール 5 日(参加者 138 人)</p> <p>②指定管理者事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駒場体育館 ふれあい水中運動教室 14 日(参加者 32 人)、みんなでダンス 1 日(参加者 31 人)、ふれ あいスポーツ広場 3 日(参加者 106 人) ・区民センター体育館 障害者ふれあいスポーツ教室(トレーニング室)4 日(参加者 7 人) ・中央体育館 ふれあいスポーツ広場 11 日(参加者 112 人)、のびのびふれあいスポーツ教室 8 日(参加 者 45 人) <p>③八雲体育館 チャレンジふれあいスポーツ教室 6 日(参加者 26 人)、親子で楽しむ!ふれあい体操 5 日(参 加者 59 人)</p> <p>④砧野球場・サッカー場 砧ふれあいスポーツ教室 1 日(参加者 25 人)、砧ふれあいスポーツ広場 1 日(参加者 11 人)</p>
40	トップアスリートを招へいたスポーツイベントやスポーツ教室の開催
	〈再掲 事業番号 36〉
44	オリンピック・パラリンピックに関するパネル展の開催
	〈再掲 事業番号 35 ①〉
45	①気運醸成事業の実施 〈再掲 事業番号 29〉
46	オリンピック・パラリンピック教育
	<p>オリンピック・パラリンピック教育推進校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下目黒小学校 各種オリンピック種目を体育の授業を通して体験した。 ・烏森小学校 パラリンピックメダリスト(陸上競技・自転車競技)葭原滋男選手の講演 ・五本木小学校 パラリンピアン(車椅子テニス)堂森佳南子選手の講演 ・東山小学校 オリンピックメダリスト池谷幸雄選手の講演、パラリンピアン(車椅子バス ケットボールキャプテン)根木慎志選手の講演 ・第三中学校 オリンピアン(バレーボール)大山加奈選手の講演
47	海外友好都市や区内大使館等との交流事業
	<p>①目黒区スポーツ交流団の派遣 日時：平成 26 年 10 月 25 日～27 日(3 日間) 行先：韓国ソウル特別市中浪区 内容：家庭婦人バレーボール大会への出場</p> <p>②大使館関連スポーツ事業の支援 (1 事業)</p>

事業 番号	事業名
	平成 26 年度実績
50	指定管理者連絡会
	月 1 回開催
51	指定管理者運営評価委員会の実施
	年 4 回開催
52	区立公園の有効活用の実施
	健康器具(背伸ばしベンチ)の設置 東根公園・自由が丘公園各 1 基
53	学校開放(校庭・体育館・格技室・武道館・プール)の実施
	①校庭 団体開放: 32 校(延べ利用者 184,399 人)、学校ひろば: 22 校(延べ利用者 36,887 人) ②体育館 団体開放: 32 校(延べ利用者 224,484 人)、個人開放: 18 校(延べ利用者 5,551 人) ③格技室・武道室 団体開放: 2 校(延べ利用者 9,740 人) ④プール開放 6 校(延べ利用者 4,314 人)
54	区有施設における有効活用の実施
	①住区センター: ダンス、舞踊、気功、ヨガ、太極拳、体操など ②社会教育館等: ダンス、舞踊、気功、ヨガ、太極拳、体操など ③老人いこいの家: 気功、ストレッチ、体操、ヨガ等
55	目黒区世論調査の実施
	第 44 回目黒区世論調査において、「運動やスポーツの実施状況」等の調査を実施した
56	利用者アンケート・モニタリングの実施
	・指定管理者が実施するスポーツ事業開催時にアンケートを実施した。 ・年 1 回のアンケート調査を実施した。



資料6 区立体育施設の概要

施設名称	開館年月日	概要	広さ
駒場体育館	昭和61年6月1日	体育室	33m×26.4m、871.2m ²
		トレーニング室	96m ²
		屋内ランニングコース	1.3m×110m
		屋内プール	25m×13m、673.99m ²
		庭球場(専用3面)	1,847.33m ²
		ゲートボール場兼用1面	868.71m ²
目黒区民センター 体育館	昭和49年8月1日	体育室	35m×21m、783m ²
	平成19年4月1日	トレーニング室	269.42m ²
		トレーニングスタジオ	129.85m ²
	昭和49年8月1日	プール(屋内)	25m×13m、946.36m ²
		プール(屋外)	50m×20m、
		プール(幼児)	4,372m ²
庭球場(2面)	1,345.21m ²		
碑文谷体育館	野球場・庭球場 平成12年11月24日 体育館 平成13年4月1日	体育室	36m×32m、1,209.41m ²
		野球場	76m、5,629m ²
		庭球場(6面)	4,372m ²
		ウォーキングコース	
中央体育館	昭和43年2月1日	競技場	35m×40m、1,400m ²
	平成20年4月1日	トレーニング室	109m ²
	昭和43年2月1日	柔道場	12m×15m、180m ²
		剣道場	12m×26m、312m ²
		弓道場	5人立、矢道28m、345m ²
	平成元年	エアライフル場	6射座、86m ²
八雲体育館	平成14年7月1日	体育室	34m×27m、994.98m ²
		トレーニング室	160m ²
宮前公園庭球場	昭和47年3月30日	庭球場(2面)	1,434m ²
砧野球場	昭和43年6月1日	軟式野球場(3面) 少年軟式野球場(3面)	49,049.5m ²
砧サッカー場	平成11年4月1日	サッカー場(1面)	100m×64m、6,400m ²
		少年サッカー場(1面)	80m×50m、4,000m ²
五本木小学校屋内プール (中央地区プール)	平成7年3月19日	屋内温水25メートル 6コース	25m×12.5m
緑ヶ丘小学校屋内プール (西部地区プール)	昭和62年5月1日	屋内温水25メートル 6コース	25m×13m
碑小学校屋内プール (南部地区プール)	平成20年3月1日	屋内温水25メートル 6コース	25m×12.5m

資料7 スポーツができる身近な施設

※巻末地図「スポーツができる身近な施設」参照

	施設名	種目等
1	オーパス夢ひろば	フットサル等
2	区立小学校校庭	サッカー・グラウンドゴルフ・ゲートボール等
3	区立中学校校庭	サッカー・野球・ソフトテニス・女性、少年フットサル等
4	区立小学校体育館	バスケットボール・卓球・バレー・バドミントン・ミニテニス・インディアカ等
5	区立中学校体育館	バスケットボール・卓球・バレー・バドミントン・ミニテニス・剣道等
6	区立小学校プール	夏季期間のみ開放
7	五本木小学校プール	屋内プール、通年使用
8	碑小学校プール	屋内プール、通年使用
9	緑ヶ丘小学校プール	屋内プール、通年使用
10	学校サポートセンター	野球・サッカー・バスケットボール・フットサル・ダンス
11	砧野球場・サッカー場	野球・サッカー
12	勤労福祉会館	卓球・洋弓・体操・ダンス・ヨガ等
13	区民センター体育館	体操・ダンス・ヨガ・テニス・バレーボール・卓球・バスケットボール・バドミントン等
	プール	屋内プール・屋外プール
	庭球場	
	トレーニング室	
14	区立公園	健康器具・ラジオ体操・スポーツ広場等
15	区立児童遊園	
16	高齢者センター	ヨガ・体操
17	駒場体育館体育室	体操・ダンス・ヨガ・テニス・バレーボール・卓球・バスケットボール・バドミントン等
	プール	屋内プール
	庭球場兼ゲートボール場	
	トレーニング室	
18	社会教育館	ストレッチ・体操・ダンス・ヨガ
19	住区センター	体操・ダンス・ヨガ
20	GT プラザホール	体操
21	青少年プラザ	ダンス・ヨガ
22	中央体育館競技場	体操・ダンス・ヨガ・テニス・バレーボール・卓球・バスケットボール・バドミントン等
	トレーニング室	
	柔道場	柔道・少林寺拳法・空手
	剣道場	剣道・なぎなた
	弓道場	和弓
23	碑文谷体育館体育室	体操・ダンス・ヨガ・テニス・バレーボール・卓球・バスケットボール・バドミントン等
	庭球場	
	野球場	
24	宮前公園庭球場	
25	めぐろパーシモンホール	体操・ヨガ
26	八雲体育館体育室	体操・ダンス・ヨガ・テニス・バレーボール・卓球・バスケットボール・バドミントン等
	トレーニング室	
	健康相談	

※施設によって可能な種目が異なります

資料 8 用語解説 (本文中「太字※」で表記)

あ行

■ NPO

Non-Profit Organization (非営利組織) の略で、一般的には営利を目的としない民間組織のことをいい、ボランティア団体や市民活動団体などを広く指す。これらの団体のうち「特定非営利活動促進法」に基づく認証を取得し、法人登記した団体を NPO 法人という。

出典：目黒区基本計画

か行

■ 介護予防

いつまでも元気で、いきいきと暮らしていくため、要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)こと、要介護状態であってもそれ以上に悪化しないようにする(維持・改善を図る)こと。

出典：目黒区基本計画

■ コミュニティ

人々の自発的な意識に基づいた社会参加(地域参加や行政への住民参加)によって人びと相互の連帯感や社会的役割の自覚に支えられた地域の共同体

出典：目黒区基本構想(補論)

■ 好循環

世界の舞台で活躍するトップアスリートは、地域スポーツや学校の体育に関する活動等地域におけるスポーツの中で生まれ、長期間にわたるたゆまぬ努力により、その才能を開花させたものである。また、トップスポーツにより培われるアスリートの技術や経験、人間的な魅力は社会的な財産であり、それらを地域におけるスポーツに還元することは、スポーツの活性化と裾野の拡大につながるとともに、新たな次世代アスリートの発掘・育成によるトップスポーツの伸長にも寄与するものと考えられる。このような状況を「好循環」という。

出典：文部科学省ホームページ

さ行

■ 指定管理者制度

平成 15 年に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理について「指定管理者制度」が創設された(地方自治法第 244 条の 2)。従来、公の施設の管理ができるのは、区、公共的団体及び区の出資法人に限定されていたが、法改正により、広く民間事業者も管理の代行ができることになった。

出典：目黒区ホームページ

■ スポーツ基本計画

文部科学省がスポーツ基本法の規定に基づき、平成 24 年 3 月、「スポーツ基本計画」を策定。スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及スポーツ団体等が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置づけられる。

出典：文部科学省ホームページ

■ スポーツ基本法

平成 23 年 8 月 24 日から施行。昭和 36 年に制定されたスポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）を 50 年ぶりに全部改正。スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めている。

出典：文部科学省ホームページ

■ スポーツ施設予約システム

インターネットを通じて、自宅等のパソコンや携帯電話、各施設に設置された利用者端末機から、目黒区のスポーツ施設の空き状況の検索や予約を行うシステムのこと。

出典：目黒区ホームページ

■ 生活習慣病

高血圧、糖尿病（インスリン非依存性）、脂質異常（家族性を除く）をはじめ、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣が要因となり発生する諸疾患の総称。

出典：健康めぐろ 21

■ 総合型地域スポーツクラブ

地域住民が主体となって運営し、子どもから高齢者まで、地域のだれもが年齢や興味・関心などに応じ、生涯を通じていろいろなスポーツ活動等に親しめるスポーツクラブのこと。

出典：目黒区基本計画

た 行

■ 東京都スポーツ推進計画

東京都は、平成 20 年に策定した「東京都スポーツ振興基本計画」を改定し、スポーツ祭東京 2013 以降の新たなスポーツ推進指針として、「東京都スポーツ推進計画」を策定した。この新たな計画に基づく様々な取り組みを推進することで、2020 年には、世界に誇る成熟都市の模範として、スポーツが都民の日常に溶け込み、スポーツを通じて人々が豊かに暮らせる「スポーツ都市東京」の実現を目指す。

出典：東京都ホームページ

■ 東京都障害者スポーツ振興計画

平成 24 年 3 月に東京都により策定された障害者スポーツ振興計画。東京都では、障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指し、今後の障害者スポーツ振興の方向性や方策等を明らかにした。本計画は、国・全国の都道府県で初めての取り組みである。

出典：東京都ホームページ

な行

■ ノーマライゼーション

すべての人々が同じ社会の一員として他の人々と変わらない日常生活を営むことが通常の間生活であり、さらに障害をもつ人も地域を基盤としてともに生きていける社会が正常な社会であるとし、この両面をともに実現する社会を目指していくこと。

出典：目黒区基本計画

は行

■ 補助計画

目黒区の長期計画（基本構想・基本計画・実施計画）のもとに作成された計画のこと。分野別の具体的な施策、個別の事業や取り組みを定める。

出典：目黒区基本計画

ま行

■ 目黒区基本計画

目黒区基本構想を実現するため、区行政の立場から基本構想に示された諸問題への取り組みと具体的な施策を、長期的、総合的、体系的な計画として策定したものの。

出典：目黒区基本計画

や行

■ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って都市施設や製品・サービスなどをデザインすること。

出典：目黒区基本計画

資料9 スポーツ基本法

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)(条文) スポーツ基本法

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

 第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第十一条—第二十条)

 第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条—第二十四条)

 第三節 競技水準の向上等(第二十五条—第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条—第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条—第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)第六条第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

理由

スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。